一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

北陸信越運輸局石川運輸支局長

「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の 事業計画変更認可申請等に対する審査基準について」の一部改正について

標記について、別添のとおり北陸信越運輸局長から通知があったので了知願います。

管内各運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長

「一般乗用旅客自動車運送事業 (1人1車制個人タクシーを除 く。)の事業計画変更認可申請等に対する審査基準について」の一 部改正について

標記について、別紙のとおり公示の一部改正を行ったので、了知されるとともに関係者に周知されたい。

公示

公示第91号

「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の事業計画変更認可申請等に対する審査基準について」の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の事業計画変更認可申請等に対する審査基準について」(平成14年7月1日付け公示第13号)を別紙のとおり一部改正する。

令和5年11月24日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人

示

新

公

公示第13号

法人タクシー事業の事業計画変更認可申請等に対する審査基準について

法人タクシー事業(一般乗用旅客自動車運送事業のうち、個人タクシー事業でないもの) の事業計画変更認可申請等について、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」 という。)の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年7月1日

北陸信越運輸局長 武藤秀一

記

- 1. 事業計画の変更の認可(法第15条第1項)
- (1)「法人タクシー事業の許可申請に対する審査基準について」(平成14年7月1日付け公示第12号。以下「審査基準」という。) 1. ~9.・11. ~15. (12. (3) 及び(4) を除く)の定めるところに準じて審査することとする。

(2)(略)

- (3) 営業区域の廃止に係る申請は、廃止しようとする営業区域内の全ての営業所及び 該営業所に付随する自動車車庫の廃止の手続き並びに当該営業所に配置する事業用自 動車の総数の変更(すべての減車)の手続きを伴うものであること。
- (4) 経過措置

平成14年1月31日現在で法人タクシー事業を行っている者に係る審査基準4. ・5. (1) の基準については、以下のとおり取り扱うこととする。

①~②(略)

(削除)

- 2. 乗合旅客の運送の許可(法第21条第2号)(略)
- 3 事業の譲渡譲受の認可(法第36条第1項)
- (1) 事業を譲り受けようとする者について、審査基準1. ~15. (譲受人が法人タクシー事業者 (以下「既存事業者」という。) の場合にあっては、審査基準1. ~9.・11. ~15. 及び上記1. (2)) の定めるところに準じて審査することとする。

(2)~(4)(略)

4. ~6. (略)

公

示

公示第13号

一般乗用旅客自動車運送事業 (1人1車制個人タクシーを除く。) 事業計画変更認可申請等に対する審査基準について

IB

一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の事業計画変更認可申請等について、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に係る審査基準を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年7月1日

北陸信越運輸局長 武藤秀一

記

- 1. 事業計画の変更の認可(法第15条第1項)
- (1)「一般乗用旅客自動車運送事業 (1人1車制個人タクシーを除く。) の許可申請に対する審査基準について」(平成14年7月1日付け公示第12号。以下「審査基準」という。) 1. ~9. 11. ~15. (12. (3) 及び(4) を除く) の定めるところに準じて審査することとする。

(2)(略)

- (3)営業区域の廃止に係る申請は、廃止しようとする営業区域内の全ての営業所及び自動車車庫の廃止の手続き並びに当該営業所に配置する事業用自動車の総数の変更(すべての減車)の手続きを伴うものであること。
- (4) 経過措置

平成14年1月31日現在で<mark>一般乗用旅客自動車運送</mark>事業を行っている者に係る審査基準4.・5.(1)<u>・6.(1)</u>の基準については、以下のとおり取り扱うこととする。 ①~②(略)

- ③ 同日現在で基準を満たしていなかった休憩仮眠施設(その後基準を満たしたものを除く。)については、審査基準6.(1)は適用しない。
- 2. 乗合旅客の運送の許可(法第21条第2号)(略)
- 3. 事業の譲渡譲受の認可(法第36条第1項)
- (1) 事業を譲り受けようとする者について、審査基準 1. ~15. (譲受人が<mark>一般乗用旅客 自動車運送事業者 (1人1車制個人タクシー事業者を除く。</mark>以下「既存事業者」とい う。) の場合にあっては、審査基準 1. ~9. 11. ~15. 及び上記 1. (2)) の定 めるところに準じて審査することとする。
- (2)~(4)(略)
- 4. ~6. (略)

7. 認可に付した条件の変更等 (1)(略) <u>(削除)</u>

8. (略)

附 則(略)

附 則(令和5年11月24日付け公示第91号で一部改正) この公示は、令和5年11月24日以降に受理する申請から適用する。

- 7. 認可に付した条件の変更等
- (1)(略)
- (2)業務の範囲を一定の事業等に限定する旨の条件の解除は、緊急調整地域に指定された地域では行わない。
- 8. (略)

附 則(略)